

# 第1回伊賀採択地区協議会【議事録】

日時 平成30年5月24日(木) 16:00~17:00  
場所 名張市役所 3階 302会議室

## 1 開会の挨拶

## 2 自己紹介 【別紙1】

別紙1により自己紹介。委員6名全員出席。事務局5名出席。

## 3 説明

(1) 教科用図書採択制度と採択地区協議会について

(2) 平成31年度使用小学校用教科用図書の採択及び平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

事務局 参考資料により説明。

## 4 議事

(1) 伊賀採択地区協議会規約 【別紙2】

別紙2のとおりとして承認。

(3) 伊賀採択地区協議会役員選出

以下のように決定。

○ 会長 名張市教育委員会教育長 上島 和久

○ 会長の職務代理 伊賀市教育委員会教育長 笹原 秀夫

### 《庶務》

・ 事務局長 名張市教育委員会学校教育室長 中森 早苗  
・ 書記 名張市教育委員会学校教育室指導主事 瀧永 伸  
・ 会計 名張市教育委員会学校教育室指導主事 福島 由夏

(3) 議長選出

規約第10条の2により、議長に 上島 和久 会長を選出。

(4) 採択基準並びに調査実施項目について 【別紙3・4】

事務局 採択の進め方について提案。本来であれば、小学校用教科用図書も、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書と同様、調査研究を行うのが望ましいが、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったこと、4年間の使用における問題、課題等も学校現場、保護者等から特に聞いていないこと、平成31年度1年間のみの使用であること等の理由から、調査員を置いての調査研究を行わず、前回(平成26年度)の小学校用教科用図書採択の際の調査報告書を活用し、第2回協議会にて採択を行う形にしてはどうか。

採択の進め方について承認。

事務局 別紙3-1・3-2・4-1・4-2のとおり提案。

別紙3-1・3-2・4-1・4-2のとおり決定。

(5) 調査員について 【別紙5】

事務局 別紙5のとおり提案。

別紙5のとおり決定。

(公正確保のため、採択終了の8月31日までは非公開とし、別紙5は回収。)

(6) 展示会について 【別紙6】

事務局 別紙6のとおり提案。

別紙6のとおり決定。

(7) 採択日程について 【別紙7】

事務局 別紙7のとおり提案。

別紙7のとおり決定。

(8) 会計について 【別紙8】

事務局 別紙7のとおり提案。

別紙7のとおり決定。

会計監査 名張市教育委員会教育長、伊賀市教育委員会教育長

(9) 情報公開について 【別紙9】

事務局 別紙9のとおり提案。

別紙9のとおり決定。

5 その他

第2回伊賀採択地区協議会 7月18日(水)午後3時～

6 閉会のことば

【別紙 1】

平成 3 0 年度伊賀採択地区協議会委員

	名 前	所 属	役 職
1	上島 和久	名張市教育委員会	教育長
2	笹原 秀夫	伊賀市教育委員会	教育長
3	瀧永 善樹	名張市教育委員会	教育委員
4	中 香代子	伊賀市教育委員会	教育委員
5	中野 昇	名張市 P T A 連合会	会長
6	川島 麻衣子	伊賀市 P T A 連合会	会長

〈事務局〉

	名 前	所 属	役 職
1	中森 早苗	名張市教育委員会	学校教育室長
2	林崎 勉	伊賀市教育委員会	学校教育課長
3	福島 由夏	名張市教育委員会	指導主事
4	瀧永 伸	名張市教育委員会	指導主事
5	茶本 康一	伊賀市教育委員会	指導主事

【別紙2】

## 伊賀採択地区協議会規約

### 第一章 総則

(目的)

**第1条** この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、伊賀採択地区内の市の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

**第2条** 協議会は、伊賀採択地区協議会という。

(協議会を設ける市の教育委員会)

**第3条** 協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 伊賀市教育委員会
- 二 名張市教育委員会

### 第二章 組織

(組織)

**第4条** 協議会は、委員6人をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市教育委員会の教育長
- 二 関係市教育委員会がそれぞれ指名する関係市教育委員会の委員それぞれ1名
- 三 教育に関し見識を有する者、保護者

**2** 委員の任期は、年度内とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第6条** 会長は、関係市教育委員会が協議して定めた市の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

**2** 会長の任期は、年度内とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

**第7条** 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

### **第三章 会議**

(会議の招集)

**第9条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

**第10条** 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

**第11条** 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

**第12条** 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

### **第四章 調査員**

**第13条** 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに4～6人委嘱する。

- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

## 第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

## 第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

## 附則

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

### [ 備 考 ]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
  - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
  - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
  - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること。保護者は、2名以上とすること。
- 3 第6条関係
  - ・会長は、三重県教科用図書選定審議会の委員を兼ねないこと。
- 4 第13条関係
  - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
  - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。
  - ・保護者等の調査員については、過度の負担とならないよう配慮する。

## 【別紙 3 - 1】

### 教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準

平成 31 年度小学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

#### 記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。  
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 小学校学習指導要領（平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 27 号、平成 27 年 3 月 27 日 文部科学省告示第 60 号・一部改正）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の小学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が平成 26 年度に作成した「平成 27 年度使用小学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行にあたっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。なお、平成 26 年度の採択替えにおいて用いた調査資料を利用することも可能であること。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

## 【別紙 3 - 2】

### 教科用図書採択地区における中学校で使用する「特別の教科 道徳」の 教科用図書の採択基準

平成 31 年度中学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

#### 記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。  
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 28 号）の一部を改正する告示（平成 27 年 3 月 27 日 文部科学省告示第 61 号）の趣旨を踏まえること。
- 5 当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「平成 31 年度使用中学校『特別の教科 道徳』教科用図書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行にあたっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

## 【別紙 4 - 1】

### 三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目

#### 1 取扱内容

教育基本法に定める教育の目的・目標等、学校教育法に定める義務教育の目標等及び学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より適切かつ効果的であるか。

#### 2 内容の選択及び扱い

- (1) 選択と扱いは、学習指導を進める上でより適切であるか。
- (2) 児童の日常生活・経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的・自発的な学習を指導する上でより適切であるか。
- (3) 他の教科等との関連が必要に応じ配慮されているか。
- (4) 発展的な学習内容が主たる内容の学習に資するものであるか。
- (5) 地域の実態等に照らしてより適切であるか。

#### 3 内容の程度

内容の程度は、児童の心身の発達段階と特性に適応しているか。

#### 4 内容の構成及び配列

- (1) 構成及び配列は、学習指導上、より適切かつ効果的であるか。
- (2) 文章、さし絵、図表、写真、用語などの表記はより適切であり、これらに不統一や無用の重複はないか。

#### 5 創意工夫

- (1) 教科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (2) 教科の内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や修得の徹底を図る上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (3) 選択、扱い、構成、配列、表現などに適切な創意工夫が認められるか。

#### 6 使用上の便宜

- (1) 判型、分冊、印刷、製本が、学習指導上、より適切であるか。
- (2) 文字の大きさ、字間・行間及び書体は、学習指導上、より適切であるか。

#### 7 その他

各種目における調査を必要とする事項

## 【別紙4－2】

### 三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目

#### 1 取扱内容

教育基本法に定める教育の目的・目標等、学校教育法に定める義務教育の目標等及び学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より適切かつ効果的であるか。

#### 2 内容の選択及び扱い

- (1) 選択と扱いは、学習指導を進める上でより適切であるか。
- (2) 生徒の日常生活・経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的・自発的な学習を指導する上でより適切であるか。
- (3) 他の教科等との関連が必要に応じ配慮されているか。
- (4) 発展的な学習内容が主たる内容の学習に資するものであるか。
- (5) 地域の実態等に照らしてより適切であるか。

#### 3 内容の程度

内容の程度は、生徒の心身の発達段階と特性に適応しているか。

#### 4 内容の構成及び配列

- (1) 構成及び配列は、学習指導上、より適切かつ効果的であるか。
- (2) 文章、さし絵、図表、写真、用語などの表記はより適切であり、これらに不統一や無用の重複はないか。

#### 5 創意工夫

- (1) 教科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (2) 教科の内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や修得の徹底を図る上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (3) 選択、扱い、構成、配列、表現などに適切な創意工夫が認められるか。

#### 6 使用上の便宜

- (1) 判型、分冊、印刷、製本が、学習指導上、より適切であるか。
- (2) 文字の大きさ、字間・行間及び書体は、学習指導上、より適切であるか。

#### 7 その他

平成30年度教科用図書展示会実施計画

			法定展示	移動展示							
				常設	ルート1	ルート2	ルート3	ルート4	ルート5		
月	日	曜	教科書センター	名張市教育センター	伊賀市①	伊賀市②	伊賀市③	名張市①	名張市②		
6	4	月		開設	柘植中学校	霊峰中学校	阿山中学校	名張中学校	桔梗が丘中学校		
	5	火			↓	↓					
	6	水									
	7	木									
	8	金				↓	↓	↓			
	9	土									
	10	日									
	11	月				崇広中学校	城東中学校	緑ヶ丘中学校			
	12	火				↓	↓		↓	↓	
	13	水							赤目中学校	北中学校	
	14	木									
	15	金		開設		↓	↓	↓			
	16	土									
	17	日									
	18	月				青山中学校	上野南中学校				
	19	火				↓	↓				
	20	水									
	21	木									
	22	金				↓	↓		南中学校		
	23	土									
	24	日									
	25	月				大山田中学校	島ヶ原中学校				
	26	火				↓	↓				
	27	水									
	28	木									
	29	金				↓	↓				
	30	土									
	7	1	日								
		2	月						↓		
		3	火								
4		水		↓	↓						
5		木									
6		金									
見本本数			2セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット		
展示期間			14日間	27日間	5日間×4校		5日間×2校	7日間×3校	7日間×2校		
開場時間	平日		9:00~17:30	9:00~17:00	15:00~17:00						
	土		—	9:00~12:00	—	—	—	—	—		
	日		—	—	—	—	—	—	—		

- \* 移動展示ルート1～3は伊賀市教育委員会で、ルート4・5は名張市教育委員会で、会場の準備、見本本の移動等を行う。部屋の鍵の開閉は各校に依頼する。
- \* 各会場には、来場者名簿、意見・感想用紙を用意する。
- \* 市広報等により、教科用図書法定展示会の開催を知らせる。

【別紙 7】

平成30年度伊賀採択地区協議会採択日程

月	日	曜	事 項
5	21	月	
	22	火	
	23	水	
	24	木	第1回伊賀採択地区協議会16:00～
	25	金	
	26	土	
	27	日	
	28	月	
	29	火	第1回調査委員会16:00～
	30	水	
	31	木	
6	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	教科用図書移動展示会
	5	火	
	6	水	
	7	木	
	8	金	
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	
	13	水	
	14	木	
	15	金	教科用図書法定展示会
	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	第2回・第3回調査委員会を実施
	20	水	
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
7	1	日	

月	日	曜	事 項
7	2	月	
	3	火	
	4	水	教科書展示終了(法定・移動)
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	調査報告締切り
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木	第2回伊賀採択地区協議会	
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例教育委員会にて決定</li> <li>・ 県教委への報告</li> <li>・ 各校への通知</li> </ul>	
31	火		
8	1		水
	2		木
	3		金
	4		土
	5		日
	6	月	
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	

## 【別紙8】

## 平成30年度伊賀採択地区協議会会計予算

## (収入の部)

項目	予算	備考
伊賀市より	63,000	負担金 伊賀市生徒数 2,204人 (均等割 53%)
名張市より	57,000	負担金 名張市生徒数 1,975人 (均等割 47%)
利息	0	
合計	120,000	

## (支出の部)

項目	予算	備考
報償費	77,000	協議会委員 (教職員以外) 7,000円×4人×2回 ※旅費込み 調査員 (教職員以外) 7,000円×1人×3回 ※旅費込み
旅費	16,000	調査員 (教職員) 1,000円×5人×3回 調査員代表 (教職員) 1,000円×1人×1回
事務局費	27,000	印刷用紙、封筒、ファイル、郵送料、文房具等
合計	120,000	

【別紙9】

情報公開について

- 1 開示項目は次のとおりとする。
  - (1) 決定までの日程
  - (2) 伊賀採択地区協議会関係
    - ・ 委員名
    - ・ 第1・2回伊賀採択地区協議会議事録
    - ・ 採択決定教科用図書一覧
    - ・ 採択理由
  - (3) 伊賀採択地区協議会調査委員会関係
    - ・ 調査員名
    - ・ 調査報告書
  
- 2 1以外の項目で開示請求があった場合、適宜話し合う。
  
- 3 開示は9月1日以降とする。
  
- 4 いずれの教育委員会に開示請求があった場合も同様の対応を行うこととする。
  
- 5 議事録は、会長及び会長の職務代理の委員が確認し承認する。
  
- 6 採択結果等については、積極的な公開が求められることからホームページにて公開する。
  - (1) 採択結果
  - (2) 採択理由
  - (3) 調査研究資料
  - (4) 伊賀採択地区協議会議事録